

袋井市教育委員会 会議録（要旨）

会 議 名	平成28年 2 月 袋井市教育委員会 定例会
招 集 日 時	平成28年 2 月19日（金）午後 1 時30分
会 議 時 間	午後 1 時27分から午後 3 時37分まで（2 時間10分）
場 所	袋井市子ども早期療育支援センター「はぐくみ」会議室
出 席 者	前嶋康枝 委員長 豊田君子 委員 伊藤静夫 委員 上原富夫 委員 （計：4 人）
欠 席 者	西尾秀樹 教育部長
傍 聴 者	無し
当局出席者	鈴木典夫 教育長 早川俊之 教育企画課長 加藤貞美 学校教育課長 久野芳久 生涯学習課長 乗松里好 すこやか子ども課長 白畑信任 袋井図書館長 大場義孝 中部学校給食センター所長 鈴木善之 教育企画課課長補佐 （合計：8 人）
会議に付した 事件	別紙「平成28年 2 月 袋井市教育委員会定例会 議事日程」の とおり

平成28年 2 月 袋井市教育委員会定例会 日程

日時：平成28年 2 月 19 日（金）午後 1 時 30 分開会

場所：袋井市子ども早期療育支援センター「はぐくみ」会議室

会 議 日 程

日程第 1 開 会

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 12 月定例会及び 1 月定例会の会議録の承認

日程第 4 教育長報告

日程第 5 教育部月例事業報告

日程第 6 議 事（会議に付すべき事件）

(1) 議決事項

議第 8 号 袋井市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

議第 9 号 袋井市立学校職員安全衛生管理規程の制定について

議第 10 号 袋井市立学校職員安全衛生協議会設置要綱の制定について

(2) 協議事項

協第 3 号 平成 28 年度袋井の教育（第一版）について

(3) 報告事項

報第 8 号 平成 28 年度袋井市一般会計予算（民生費・教育費）について

報第 9 号 袋井市教育大綱にについて

報第 10 号 平成 28 年度公民館モデル事業の取組について

日程第 7 その他

(1) 連絡事項

ア 平成 27 年度 卒業式・卒園式、平成 28 年度 入学式・入園式について

イ 袋井市立図書館だより「ふくぶっく」平成 28 年 3 月号

(2) 次回定例会等の予定について

3 月教育委員会臨時会 3 月 1 日（火）午後 6 時～
（袋井市役所 3 0 2 会議室）

3 月教育委員会定例会 3 月 25 日（金）午後 1 時 30 分～
（袋井市役所 3 0 2 会議室）

(3) その他

日程第 8 閉 会

平成28年2月 袋井市教育委員会定例会 会議録（要旨）

1 開会

●教育委員長

それでは、ただ今から、平成28年2月袋井市教育委員会定例会を開会させていただきます。本日は、西尾教育部長が出張のため欠席です。

2 会議録署名委員の指名

●教育委員長

従前の袋井市教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、豊田君子委員及び上原富夫委員を指名します。

3 12月定例会及び1月定例会の会議録の承認

●教育委員長

12月定例会及び1月定例会の会議録の承認であります。既に会議録署名委員から署名をいただいておりますので、会議録は承認されております。

4 教育長の報告

●主な報告事項

- ・主幹・教務研修会(1月26日)
- ・磐周校長会冬季研修会(1月28日)

5 教育部月例事業報告

●教育企画課

- ・第6回総合教育会議(1月25日)
- ・第4回新袋井フォーラム講演会(2月13日)

●学校教育課

- ・不登校対策連絡協議会(2月19日)
- ・魅力ある学校づくり連絡協議会(2月19日)

●袋井図書館

- ・袋井市立図書館ボランティアのつどい(1月30日)

●生涯学習課

- ・第5回社会教育委員会(2月4日)

6 議事

【議決事項】

- (1) 議第8号 袋井市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

●教育企画課長

資料2枚目の裏面をご覧ください。様式15号は補償決定通知書ですが、この補償決定通知書の様式について一部改正するものです。下段の(注)の部分に「3月以内」とありますが、行政不服審査法の改正に伴い、「60日以内」が「3月以内」に改められたことにより、この様式の注意書きを「60日以内」から「3月以内」に改めるものです。

[質疑・意見]

無し

●教育委員長

本案は、原案のとおり議決することにいたします。

(2) 議第9号 袋井市立学校職員安全衛生管理規程の制定について

●教育企画課長

この案件については、12月の教育委員協議会において「袋井市立小中学校職員の健康安全について」として協議をさせていただいた1つであり、労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成27年12月1日から施行され、従業員50人以上の事業所がストレスチェックの実施が義務づけられました。これを受けて、県教育委員会から公立学校における教職員の安全衛生体制の整備を求める通知がありました。ついては、本市でも本規程を制定して教職員の安全の確保と健康の保持増進を図り、快適な職場環境の形成を図るために制定するものです。資料2枚目の規程の制定文をご覧ください。法律改正に伴う本市の規程の概要については、労働安全衛生法の規定に基づき教職員50人以上の学校に衛生管理者、産業医、衛生委員会を設置してストレスチェックを実施するために、第5条で安全衛生法第12条第1項の衛生管理者を、第7条で産業医を、第11条で衛生委員会を設置して衛生体制を図ります。また、第16条では健康診断を規定しています。第19条ではストレスチェックを規定しています。第20条では健康診断とストレスチェックの結果の措置について規定しています。教職員のストレスチェックについては、50人未満の学校には義務づけられていませんが、県教育委員会でも昨年11月に実施をしまして、学校規模にかかわらず実施をすることが望ましいという考え方の中で、本市では常勤の教職員全員を対象にストレスチェックを実施していきます。また、健康診断については、これまでどおり学校保健安全法に基づいた内容の健康診断を行っていきます。このために、学校職員の安全衛生管理規程を制定するものです。

●上原委員

第2条の定義において「常勤の者」とありますが、「常勤」のさらなる詳しい定義はどのようなものですか。

●教育企画課長

「常勤」については、正規の教職員と同じ時間帯を勤務する職員です。1日7時間45分勤務する教職員で、非常勤嘱託職員なども対象となります。

●上原委員

1日あたりの勤務時間で判断するのですか。教職員の中でどんな勤務時間帯の方やど

んな勤務日数の方がいるか分かりませんが、一般的な理解では、1日8時間前後働く方、正社員が常勤職員、場合によってはパートタイマーの方、週に3日しか出勤しないが1日8時間働く方を非常勤と言うことがあります、そのあたりはどのようになっていますか。

●教育企画課長

講師であったり支援の先生で短時間や短日数の方は常勤にはなりません。

●上原委員

新しい規程の内容は、ストレスチェックが一番のポイントであると思いますが、常勤の教職員と非常勤の教職員とでストレスの差があるということですか。

●教育企画課長

どこまでの教職員を対象とするかは、フルタイムで週5日の方を対象としたものです。ストレスチェックをどのような勤務の人まで受けることがよいかは、ストレスの度合いで線を引くことはできないと思います。基本的に労働安全衛生の中で常勤職員50名以上の事業所が法律の対象になるということから同じ内容で実施し、ただし事業所の職員の人数によってストレスの多少は考えられないと思われまますのでこのように規定をしました。

●上原委員

法律的な人数の規定ではなく、また、職種や勤務時間の長短ではなく、教職員の仕事としてストレスが発生する要因の1つになっているのでストレスチェックを行うと思いますが、そのときに常勤者だけを対象にすることは非常勤の方に冷たい部分があると思われまますか。今、すぐに改善してほしいということではありませんが、常勤としてしまうのではなく、過去の状況の中で、常勤でも非常勤の方でもストレスを感じている事例があるとすれば、今後は幅を広げて考えていかなければいけない状況があるかもしれないということをおっしゃっていただきます。

●教育企画課長

本規程とともにこの後の安全衛生協議会の設置要綱もありますが、平成28年度から委員会を開いてどのような状況かなども確認をしていきますので、その中で常勤の方や非常勤の方にストレスがあるようでしたら予算のこともありますが、今後、出来るように検討していきたいと思ひます。とりあえず、平成28年度はこのような形で実施させていただきたいと思ひます。

●教育委員長

上原委員の意見を参考に考慮していただきたいと思ひます。

●伊藤委員

ストレスチェックはどのように受けることになるのですか。

●教育企画課

実施方法については、まだ決まっていますが、紙ベースで行う予定で健康診断の際に行うことを検討しています。

●教育長

分析結果をもらい指導が必要な方には、本人から同意を得て面接指導を行います。

●教育企画課長

結果については、本人だけに通知がいくことになります。

●上原委員

ストレスチェックの50～60項目にマークして提出し、第3者が診断して本人がストレスを強く感じて、職場にストレスの要因となることがありそうな場合、その職場等について何らかの手立て等を行うのですか。

●教育企画課長

個別のストレスの度合いについては、事務局には結果がこないため知ることは出来ませんが、集団としての度合いについては、分析されてくる予定になっていますので学校単位か全体かは分かりませんが、この分野はといった結果は分かるようになると思います。それに対して、委員会等で報告し、その対応等についてはこの中で行っていかなくてはいけないと考えていますが、すぐに除去できるかも委員会等の中で考えていきます。

●上原委員

衛生委員会を設置してそこで対応しようという意図ですね。

●教育委員長

まずは、引き続き、議第10号の議案について説明をお願いします。

(2) 議第10号 袋井市立学校職員安全衛生協議会設置要綱の制定について

●教育企画課長

2枚目の制定文をご覧ください。安全衛生法では常勤の教職員50人未満の学校については、衛生委員会の設置やストレスチェックは義務づけられていませんが、本市では市内の全16小中学校を対象として袋井市立学校職員安全衛生協議会を設置して、教職員の健康増進と安全衛生に関することを協議して適切な労働環境の確保に努めていくものです。安全衛生協議会設置のために必要な要綱として制定するものです。要綱の第3条、第4条、第5条をご覧ください。協議会は10人以内で組織し、教育企画課長を会長として、委員は産業医、学校の衛生管理者や学校長など教育委員会が委嘱または任命して、任期は1年と考えています。会議については年2回開催する予定です。

●教育長

各学校には衛生委員会がおかれ、その統括的な組織として安全衛生協議会が市におかれることとなります。

●伊藤委員

第2条に規定されている4項目については、安全衛生管理規程に基づき協議しますが、その後の対応はどうなるのですか。

●教育企画課長

この4項目に対しての状況等を受けて対応等について検討してもらうこととなります。

●伊藤委員

この協議会で決まったことがどのように反映されることとなりますか。

●教育企画課長

学校や教育委員会事務局としてどのように対応していくかということとなります。

●教育委員長

この協議会では、例えば、ある職員は体調がよくないので休ませた方がよいといった審査をするような組織ではないですね。

●教育企画課長

この協議会は総括的なことを行い、個人の状況等についてではなく健康診断の全体的な実施結果等について協議するような内容になります。

●伊藤委員

例えば、第3号にある労働災害の原因及び再発防止策については、どのように水平展開するようになるのですか。

●教育企画課長

労働災害があった場合やありそうな場合には、教育委員会として全16小中学校に事例等を示しながら災害が起こらないよう指示等を行いつなげていきます。

●教育長

この項目だけを見るとわかりにくいですが、労働安全衛生法の規定の中に義務づけられていますのでやむを得ないというしくみになっています。その中に趣旨や責務が記載されていてそれらを果たすためにこのようなことを行う形になります。もう少し趣旨のところで具体的に記述すればわかりやすいですが、少し省いてあるためわかりにくくなっています。労働安全衛生法の趣旨に基づき実施するものです。

●上原委員

ここで取り扱うことは、衛生だけでなく一般的な安全対策も行うということですね。

●伊藤委員

労働安全衛生法では安全委員会と衛生委員会の2つの規定があります。

●教育長

学校の場合は、総括的に安全衛生委員会として統括することが認められています。県立学校の場合は、労働安全衛生委員会という名称で各学校50人以上です。本市は、今まで50人以下であったため規定がありませんでした。このため市全体としては産業医を含めた協議会を開き、各学校では一番軽い負担とならないような衛生委員会をお願いするものです。

●教育企画課長

確定ではありませんが、平成28年度は袋井北小学校で教職員が50人以上になる可能性が出てきています。その場合は、労働安全衛生法上の事業所となります。

●教育委員長

この場合には、袋井北小学校には衛生委員会を設置することになるのですか。

●教育企画課長

法律の義務づけになります。

●上原委員

一般的には安全委員会と衛生委員会とは意味が違います。

●教育企画課長

安全委員会は職種等の規定があり、衛生委員会は50人以上ということで定義がわかれていたと理解しています。

●教育委員長

議第9号及び議第10号は原案どおり議決することにいたします。

【協議事項】

(1) 協第3号 平成28年度袋井の教育(第一版)について

●教育企画課長

1月の教育委員協議会で提出しました袋井の教育について、委員の皆さんから意見をいただきました。その意見に沿って修正をしました。また、その間、予算の内示があったために予算がつかなかったものなどについて削除、修正を行ったものです。前回からの主な修正箇所について説明します。1ページをご覧ください。教育理念中、教育大綱の前文と内容を合わせるために「地域社会に貢献する」を「郷土に貢献する」という表現に変更しました。次に、基本方向4において「国際社会」を「広い視野をもち」に変更しました。15ページをご覧ください。一番上段の枠の中においても「国際社会」を「広い視野をもち」に変更しました。16ページをご覧ください。2、ウの部分ですが、どの子にもわかる授業をとのことから「子どもに確かな学力を保障します。」を「子どもたち一人一人の「わかった」「できた」を大切にした授業を進めます。」に変更しました。また、下段の写真についてもICTを活用した授業の写真に変更しました。18ページをご覧ください。中段に「いじめ防止対策推進条例」に関する記述を追加しました。19ページをご覧ください。下段に「魅力ある学校づくり、小中連携サポート事業」に関する記述ですが、次ページのレインボープランの項目の最下欄にあった記述をここに移動させたものです。20ページをご覧ください。「(2)いじめ問題への対応」を「(2)子ども理解力の向上」に変更しました。24ページをご覧ください。中段の「ウ読書活動の推進」の2つ目の○の箇所ですが、以前は「年齢に即した絵本を手渡し」となっていましたが、予算の関係で「絵本やわらべうたの紹介」に変更しました。26ページをご覧ください。彫刻のあるまちづくり事業の推進の項目の中に「ふくろい彫刻ビエンナーレの開催」がありましたが、予算がつかなかったため項目を削除しました。以上が前回からの変更部分についての説明です。

●伊藤委員

彫刻ビエンナーレ事業以外に予算が付かなかったり削減された事業はありますか。

●教育企画課長

昨年、予算要求時における教育部の主要事業体系を説明しましたが、本日、報第8号の中で同じ事業体系において予算内示時として改めて報告させていただいてあります。教育企画課では、中学校に給茶機を設置する事業は予算が付きませんでした。

●袋井図書館長

セカンドブックの関係で伊藤委員から予算が削減されたというお話がありましたが、予算が削減されたのではなく予算が付かなかただけです。昨年も付いていません。予算要求はしましたが予算が付かなかったということです。

●教育委員長

1歳児には本を差し上げているのですか。

●袋井図書館長

ブックスタートでは差し上げていますが、セカンドブックでも差し上げたいと思ひ

算要求をしましたが、予算が付かなかったことをご理解願います。

●上原委員

紹介は具体的にどのような手立てで行うのですか。

●袋井図書館長

パンフレットを渡して、こんな本がありますということで購入してもらったり、図書館に全部用意してありますので貸し出しが出来ますといたりして紹介します。

●すこやか子ども課長

本課に関する部分については、基本的には予算は付いています。

●学校教育課長

各種の支援を行ってもらっているレインボープランについては、大きな予算を付けてもらっていますが若干削られていたり、小中一貫教育における小中連携のために小中の連携をコーディネートする職員の時間数を確保するために非常勤講師を配置するところを付けてもらったのですが、レインボープランの予算を削ってコーディネートに予算を付けているため、予算的にはレインボープランの予算は少し削減されているように捉えています。

●上原委員

ふくろうはばたきプランは減っていませんか。

●学校教育課長

減っていません。

●上原委員

レインボープランの予算は少し反対のような感じがします。教場でどのようにうまく子どもたちに指導するかということもありますが、半分程度はメンタルの部分に関しての相談を受けることがとても多いという話を聞きました。ストレスチェックをやりましょうという中で、レインボープランの予算を削ってしまうということは私は理解しにくいです。

●教育長

19ページに魅力ある学校づくり・小中連携サポート事業の記述があり、市内中学校に各1名、計4名の非常勤講師を配置しますとあるので、増員だと思っておりましたが、レインボープランからの付け替えとは思いませんでした。

●上原委員

両方の事業を活かすようであればいけないと思います。

●学校教育課長

今のところで4人の記述がありますが、4人分を要求しましたが、最終的には3人分しか予算が付いていなくて1人分は国から正規の教員加配を付けてもらう対応を考えています。一人12時間程度です。

●教育委員長

20ページの「(3)3ゼロ+2」の項目について、一見6項目あるように見えますのでアとイを一緒に表記したらどうですか。

●学校教育課長

わかりました。

●教育委員長

本案は、原案のとおり承認することにいたします。

【報告事項】

(1) 報第8号 平成28年度袋井市一般会計予算(民生費・教育費)について

●教育企画課長

最初に、袋井市行政組織機構図について説明をします。これについては、第2次総合計画の初年度のスタートダッシュを図る年ということで組織機構を改訂しています。新しく3つの課を増やしています。1つ目は、企画財政部の中にICT街づくり課を増設してICTの推進やICTによる市民サービスの向上を仕事とした課を新しく設置します。今までありました情報政策業務を再編して課にしたという内容です。次に、裏面の教育委員会の部分をご覧ください。2点目は、子ども・子育て総合支援の充実のために子ども・子育て支援エリア「育ちの森」を組織して課と同じ権限を持たせ、課長と同レベルの統括責任者である所長を配置して、子ども支援室、子ども早期療育センター「はぐくみ」、「教育支援センター」を統括するものであります。3点目として、おいしい給食課を設置します。学校給食業務の円滑な推進のために今のおいしい給食推進室の機能を中部学校給食センターの中に設置して、3つの給食センターを統括する課であります。課のレベルでは3つが新設されます。それ以外に係レベルとしては資料の網掛け部分であります。例えば、市長公室の中の広報係は、企画政策課の中にシティプロモーション室という形で新たに設置します。袋井市のシティプロモーションを中心に戦略検討をしたり広報したりするもので、このように機構の改正をしています。

●教育長

補足ですが、「育ちの森」は「課」という名称がついていませんが、課という扱いで育ちの森の所長が配置されます。所長は課長待遇として、育ちの森を統括します。これからは、局議や課長会議に出席します。市議会には出席しません。

●豊田委員

すこやか子ども課の中に「子ども支援室」があって、学校教育課の中に「教育支援係」がありますが、それぞれが連携して行っていくとなると単独であったほうが一般的にはやりやすいと思いますがどうですか。

●すこやか子ども課長

不登校で言えば、不登校は学校とつながっていますので学校教育課に入ってもらわないと育ちの森だけでは最終的な判断が出来ませんので、育ちの森というエリアを組織としてまとめましたが、業務的には今までどおり学校教育課につながっていたり、障害児の関係はしあわせ推進課であったりする形になります。育ちの森は1つのエリアということで図書館が生涯学習課の傘下にあって館長がいるように、育ちの森も全体的に統括する課長級の職員がいて、その中の業務を進めてもらい、業務の関係するところはすこやか子ども課が担当となります。少し変則的な組織になっていますが、ここはここで所

長によって束ねてもらい、今までどおり学校教育課やしあわせ推進課とつながりをもって進めていきます。

●豊田委員

保護者の立場からは、支援を受けたいときにどこの課に行ったらよいかすぐに育ちの森とわかるかが心配です。

●すこやか子ども課長

子ども支援室が総合窓口になると広報をしていますので、徐々に皆さんに浸透するようにはしていくようにしなければいけないと考えています。

●豊田委員

新聞や広報などでかなりPRしていますので、見ている人は、今はインプットされるかもしれませんが、今後どのようになっていくのかなと思います。

●教育企画課長

平成28年度の教育企画課の予算の主なものについて説明します。資料の教育部の主要事業体系をご覧ください。11月の定例会で予算に係る基本方針の取り組みと要求時のものについて説明しましたが、この資料は予算内示が出た後に修正したものです。教育企画課の欄をご覧ください。新規事業が9、拡充事業が4、継続で3事業を記述してあります。うち、6つの重点事業があります。教育行政の円滑な推進ですが、10年後、20年後の中長期を見据えた袋井市の幼児教育から義務教育までの将来構想のグランドデザインを策定していきますが、小中一貫教育基本計画の策定も含めたものを策定していきます。また、小中一貫教育の基本計画については、平成27年には、いっしょに視察にも行きましたが、職員による研究部会で調査研究を行い、平成28年は外部有識者を含めて平成28年度中に方向性を定めていきたいと考えています。3行目については、これまでの教職員の健康診断に加えてストレスチェック等を加えた労働安全管理体制の整備を行っていく予算です。教育環境の整備・充実ですが、児童・生徒の増加対策として袋井北小と周南中の増築事業について、来年度は基本設計と実施設計の委託料として2,500万円と2,700万円の予算が付いています。2点目は、袋井南中学校屋内運動場外壁工事ですが、袋井南中学校の体育館の外壁が地震対策上少し弱いということが教育施設の調査の中でわかりましたので改修工事をしていくものです。次に、袋井北小学校公共下水道接続工事ですが、袋井北小学校を公共下水道に接続するための工事です。次に、今井小学校の交通安全対策事業ですが、これは校舎と体育館の間に市道がありますが、これを体育館の北側の現在水田になっているところに道路用地を本年度購入して、来年、再来年と2年間をかけて市道を新たにつくり、現在の市道を付け替えるための工事費用2,500万円程度であります。次に、小学校の防犯カメラの設置事業として540万円余付いていますが、浅羽北小学校と中学校にはすでに設置してありますが、それ以外の11小学校には付いていませんので、来年度と再来年度にかけて設置する費用で約5校分と考えていますが、入札の結果によっては6校分設置できるかもしれないと予定しています。次に、小中学校のAEDですが、現在小学校に12台、中学校に5台計17台ありますが、これらの耐用年数が切れるということで更新するための費用です。学校給食の充実ですが、地産地消の推進と食育の推進ということで、生産者との交流事業などを行っていきます。また、地産地消のための冷凍庫を購入していきます。さらにはアレルギー対策についても実施していきます。また、袋井学校給食センターでコンテナ洗浄機が老朽化していますので、

コンテナ洗浄機の購入をしていきます。最後に、予算説明資料の40ページをご覧ください。(6)に委託料の項目の中に、調理・配送等業務委託料として2億4,000万円余が付いています。これは、中部と浅羽学校給食センターの給食調理の委託料ですが、中部学校給食センターが出来て本年9月で3年が経過することになります。3年間の委託契約で行って来て平成28年9月から再度5年間の委託をしていきます。この2億4,000万円については、4月から翌年の3月までの1年間の経費ですが、年度途中で委託の契約更新を行います。5年間の委託契約になりますので金額は12億円程度になりますが、来年度委託の新たな手続きをしていきます。

●すこやか子ども課長

3の子ども・子育て支援の充実ですが、前回、教育委員会にて報告したものと基本的には大きく変わっていません。項目については記述してあるとおりです。昨日の記者会見で予算が発表され、本日の新聞にも子育て支援の充実が大きうたわれています。この中で大きなものとして、民間認可保育所新設・移行への支援ですが、認証保育園のMOE保育園が認可保育園に移行するという事で平成29年度の認可に向けて来年度支援していきます。次に、小規模保育ですが、平成27年度からの新制度に基づく新しい事業ですが、これについては3園、ハロー保育園の愛光会、ルンビニ保育園の三宝会、明和会で小規模保育を新設してもらえるとということで、平成29年度から0歳から2歳に特化した待機児童対策の保育園ができます。なお、明和会だけは補助金を利用せずに自主財源で行いますので、他の2園について金額的な支援をしていきますが、認可に向けては3園の支援を行っていきます。次に、幼稚園の預かり保育ですが、三川、袋井南、笠原幼稚園で新たに行います。これで15園全園で実施することになります。次に、笠原の認定こども園ですが平成29年度に開園する方向で、これについては放課後児童クラブも併設した認定こども園として整備していきます。公立幼保の統廃合の検討ですが、前回の教育委員会で実施計画をお示ししましたが、公立全体の幼保の統廃合の検討を来年度から進めます。これは、先ほど教育企画課から説明がありました中長期を見据えた幼児教育から義務教育までの将来構想のグランドデザインの中で併せて検討していきます。次の病児・病後児保育ですが、これは山梨にある山梨クリニックが行っているひだまり保育園で来年9月から病児・病後児保育を行うということで委託料等を予算計上しました。放課後児童クラブについても、平成31年度までに6年生までを全小学校区で受け入れをするためにこれから施設の拡大をしていきますが、来年度5つの施設を新設したり拡充する形になります。袋井南については衛生センターの事務所を使います。袋井北については新設します。高南については今現在の児童クラブに接続した形の増設を行います。笠原についてはこども園に併設します。浅羽南については小学校の中の空き教室を利用することになりましたので、来年度の中で5つの児童クラブの拡大に向けて事業を進めていきます。育ちの森の関係については、先ほど組織の話にありましたが、それぞれの施設がより連携をして子育て支援をしていくように進めていきます。最後に、「温かさをもった、向上心あふれる」教職員の育成ですが、これは毎年行っていることですが、今現在の幼稚園の園長は正規が9人、学校の先生のOBが5人、学校の現職の先生が1人の全部で15人の園長がいますが、9人の正規の園長のうち6人が3年間に退職することになります。次の人を育てていかないと幼稚園教育が厳しくなりますので、ナンバー2の育成や新規採用職員の育成等の子どもを育てるための教職員の育成は大きな課題であ

と思いますのでこれも進めていきます。

●学校教育課長

まず、ゆたかな心を育む教育の推進ですが、ここには大きな予算は付いていませんので特に金額は明記してありません。徳育を進めることや今行っているワンコインスクールプロジェクトを継続していく、特に東京からAEFAの方に来てもらい出前講座をしていただいたりしています。また、中学生の未来会議を8月23日、24日で各中学校ごとに議場で行うよう予定しています。あと、本課の予算ではありませんが、広島平和記念式典についても企画政策課において予算を確保していますのでそれを利用して中学生を中心に参加する予定です。2点目は、確かな学力を育む教育の推進ですが、現在行っている授業改善推進校を来年度も継続して研修していきます。授業改善推進校は、特に他校から授業参観に行ったり、大学の教授を呼んで専門的に研修したりする学校ですが、袋井北小、袋井西小、山名小、高南小、周南中の5校を中心として進めています。そこに中央や県から講師を招くために64万8,000円を講師料として確保しています。もう一点は、平成27年度から実施している袋井版学力調査を小4、小5、中1、中2に実施し、国が行う小6、中3を入れて小学4年生から中学3年生までの学力調査を子どもたちの学びの継続を見ていく形をとっていきます。1教科概ね350円で、国語、算数(数学)の2教科に意識調査を入れて3教科として行っています。合計で346万円程度になります。続いて、教育情報化推進計画の関係ですが、これは計画を作成しましたのでそれに基づいて進めていきます。今先行実施をしている電子黒板機能付きのプロジェクターをすべての小学校に入れていきたいので来年度は今導入している三川小、笠原小と補正予算で行う今井小学校以外の残り5校にまず導入して、平成29年度に残りの3校に導入するように進めていきたいと考えています。概ねこのプロジェクターをすべての教室に導入すると99台で書画カメラも同じ台数導入します。これにより2,740万円程度の金額がかかってきます。併せてデジタル教科書をもう少し充実するために520万円程度を費やし導入します。これらを導入しますのでICTの支援員を入れてより効果的に活用できるように支援をしていくことも行っていきます。これが324万円程度です。あとは、小学校中学校併せて職員の校務用パソコンが更新時期を迎えていますのでこれを更新します。小学校の校務用パソコンの更新が452台、中学校が190台で、金額は小学校だけで1,700万円、これはリース料です。中学校だけで670万円程度です。これが新しく取り組む予算で概ね6,000万円程度になります。また、今までのコンピューター教室のパソコンの周辺機器とリース代がまだ残っていますので、これが小学校で2,850万円、中学校で1,060万円の計3,900万円程度は経常的経費として今までどおりリース料としてかかってきます。トータルで9,851万円になります。次のすこやかでたくましい体を育む教育の推進については、大きく予算がかかるものではありません。いろいろなところで話題になるスポーツテストの伸びが県ではよくないと言われますが、市では春と秋のそれぞれの結果を比較して向上するように伸びを見ています。もう一点は、スポーツ推進課が行っているラグビーの普及の活動です。小学校、中学校へのラグビーの普及ということで、タグラグビーの教室を小学校で6校程度で実施するように進めているところです。併せて指導者研修も行っていきたいと思っています。続いて、子ども一人ひとりを大切にしたい支援の充実ですが、レインボープラン、支援を必要とする子どもたちに職員を付けるということで、外国人の子どもたちへの通訳、不登校の子どもたちへの対応の支援員、養護教諭が多くの子ども

もを抱えて複数化が難しいところがありますのでその際の養護教諭への支援員を配置したりしています。これらのトータルで1億1,685万円という金額になります。教育心理検査Q-Uについては、平成27年度に実施したものを継続するものです。小学2年生から中学3年生まで5月と11月の2回実施して、学級づくりの様子についての分析や対応をしてきています。魅力ある学校づくり推進事業ですが、国の研究指定を受けるということで予算がついていますが、国の予算が確定していないので予定金額として記載しています。この中にはリーフレットの印刷代や参考図書費、中央への研修の参加費などがトータルで計上してあります。次に、不登校未然防止小中連携サポート事業ですが、非常勤講師を中学校に派遣するもので525万円です。続いて、コミュニティスクールも全校実施していきますので、6万6,000円の少ない金額ですが、これはコミュニティスクールを実施するにあたって運営評議会の委員の方に研修会を行っていく費用になります。研修会の講師謝礼です。教職員の資質の向上ですが、若手講師や2～3年目の教職員育成のために嘱託指導主事についてもらい訪問指導することになります。3人についてもらい予算は638万円になります。次は袋井市いじめ防止対策推進条例を策定し、それに伴っていじめ問題の専門家の方に今の袋井市の状況を見てもらったり意見をもらう連絡協議会を設置する委員報酬と何か問題があったときに調査委員会を立ち上げる専門委員の方々の報酬で概ね10万円です。以上が特に重点的な事業です。

●生涯学習課長

学習機会の充実と人と人との交流の場の提供ですが、市民映画の制作1,271万2,000円ですが、これについては別紙の主要事業の概要をご覧ください。目的は、子どもたちの成長支援と地域人づくり事業の一環で、「ふくろい市民映画製作実行委員会」を設けて子どもたちが本市の魅力や自慢を題材として映像づくり体験のワークショップを行い、その課程を記録してドキュメンタリー映画を製作するものです。市民映画の3つの目的は、未来を担う若者の育成、市民参加による一体感の醸成、袋井の魅力「市民力」の発信を目的に行います。事業の経過ですが、袋井市出身の映画監督の池田千尋監督の全面協力によって映画製作を行うことになっています。映画の内容は、ドキュメンタリー映画で「映画をつくろう」という題材で行っていきます。平成28年度には、市民による「ふくろい市民映画製作実行委員会」を設けて制作会社、池田監督、行政等が連携して市民映画の製作を行っていきます。ワークショップや映画づくりについては、夏休みの期間を利用して行って来年の3月までには完成する予定になっています。次に、公民館のコミュニティセンター化モデル事業249万5,000円です。これについては、報第10号で説明します。公民館施設整備・改修事業の袋井西公民館建替事業ですが、今年度基本構想、基本設計を現在進めています。また、地元との協議についても進めています。来年度も引き続き基本設計を行っていく予定です。建替は平成30年度です。文化の振興については、彫刻のあるまちづくり事業233万9,000円ですが、主要事業としてふくろい彫刻ビエンナーレを行いたいと考えていましたが予算が付きませんでしたので、彫刻のあるまちづくり事業の中では新たな試みとして彫刻を設置していない小学校に作品を設置することで、これについては彫刻家の指導の下で子どもたちに作品を作ってもらうような手法で取り組んでいきたいと考えています。学校支援地域本部事業の推進ですが、現在、袋井北小学校と今井小学校に本部がありますが、新たに三川小学校と浅羽中学校に設置するように進めています。次に、文化財の関係ですが、袋井宿四〇〇年事業として

「東海道と常夜燈展」、市内にある常夜燈のパネルを作成して四〇〇年事業に併せて展示をしていきます。

●袋井図書館長

国立国会図書館デジタル化資料提供ですが、これは国立国会図書館がデジタル化した資料のうち一般に公開されていないものについて、まだたくさんありますのでそれを図書館を通じて公開をするというものです。次に、書架増設についてですが、図書館には大活字本という本があります。これは弱視の方や高齢者の方のための文字の大きい本ですが、通常1冊が3冊程度の量になることからその書庫が足りなくなっているので購入するものです。袋井図書館の空調機器の更新ですが、これは15年間のリースで行うもので初年度の半年分です。全体で7,000万円くらいの事業になりますが、図書館は28年間空調を使い続けていましたが今回更新になります。浅羽図書館については、単に機器を取り替えるということです。

[質疑・意見]

無し

●教育委員長

本案は、原案のとおり了承することにいたします。

(2) 報第9号 袋井市教育大綱について

●教育企画課長

1月25日に第6回目の総合教育会議を開催して、すべての項目について協議していただきました。それに沿って修正をして、袋井市教育大綱を作成しました。資料については、本日配布した差し替え分をご覧ください。副題については、魅力ある学校づくりと袋井のためになる人づくりという意見がありましてその両方を取り入れた内容にしました。1ページをご覧ください。相関図については、国と県の計画の枠に挟まれていましたが、国と県の枠を下段に移して本市のものを見やすくしました。2ページをご覧ください。大綱の基本理念の説明文ですが、協議の中でシンプルにという意見がありましたので短くしました。また、大綱の基本方針ですが、「1 よりよく、たくましく生きる若者を育成」の「よりよく」を「より善く」にするとともに、4つの基本方針について体言止めから「〇〇〇します」という記述に変更しました。3ページをご覧ください。基本方針1の説明文をまとめるとともに、(1)と(2)の間にあった魅力ある学校づくりの定義を最後の6ページの終わりに移動しました。また、重点事業の掲載内容も整理しました。4ページをご覧ください。基本方針2の説明文についても整理をするとともに、(1)の重点施策に「生活困窮世帯の学習支援」を追加しました。また、一番上段の重点事業の「保育所入所待機児童の解消に向けて、子育て支援施設の整備に積極的に取り組みます。」という重点事業を追加しました。これについては、これまで入っていませんでしたが、この5年間の重点事業の1つでありますので追加しました。重点施策の(2)の表記については、少し温かな表現にしてその説明文もシンプルにしました。基本方針3の説明文については、少し表現が堅いということがありましたので、柔らかな表現にすると

もに文章を簡潔にしました。5ページの(3)スポーツ文化の振興ですが、ワールドカップラグビーの項目について4つ目の重点事業として追加しました。基本方針4については、人的な充実ということで、これまでの(1)、(2)を繰り下げて、新たに(1)として「教育体制の充実」を追加しました。6ページをご覧ください。ここには説明が必要な用語の説明文として「魅力ある学校づくり」、「アクティブ・ラーニング」、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」について説明文をまとめて記載しました。以上、第6回の総合教育会議の意見を受けて修正したものの主な内容です。この文案で市長の決裁を受けています。また、今後、3月7日から市議会の民生文教委員会が開催されますが、こちらに提出、報告をしていきます。その後、幼稚園、小中学校、公民館などの教育施設に配布するとともにホームページにも掲載して市民の皆さんに公表していく日程を考えています。

●教育委員長

今後の日程についてわかりましたが、これで決定して了承となる前に変更等はできますか。

●教育企画課長

大きなものではなく必要なことであれば可能です。基本的にはこの形でお願いをしたいと存じます。

●教育委員長

これだけ簡潔になるともう少しすっきりとした大綱とそれに加えた計画に分けたほうが目に入ってくる感じがします。

●教育企画課長

事務局では、基本的にはこれで承認をお願いしたいと考えていますが、この中でどうしても不足する部分や表現があるということであればやむを得ないと考えます。スタイル的には総合教育会議の中でももっとシンプルにという意見もありましたが、相対的にはこの形で協議をしてきましたのでお願いします。

●伊藤委員

このような相関図は必要でしょうか。

●教育企画課長

この図は、本市の教育大綱に関する相関を示すものです。

●教育委員長

必要ということでしょうか。

●教育企画課長

今までの協議の中では、この相関図についても協議をしてもらい、前回では国と県の枠に挟まれているような位置づけではなく、本市が独自で策定しているものであるとの意見がありました。ただし、国や県の基本計画を斟酌しながら独自で策定するものでありますのでこのような形になりました。

●豊田委員

ホームページにもこのような内容で掲載するのですか。

●教育企画課長

同じ内容で掲載する予定です。

●豊田委員

一般市民が見ていく中で、文字が多いのでぱっと見たときにもっとわかりやすい方がよい感じがします。

●教育企画課長

そうしますとこの教育大綱は大綱として、市民の皆さんには概要版という形で主な部分を目に付くような形にして、詳細については大綱本体を見ていただくようにするということですか。

●豊田委員

文字が多いと読まないと思います。大綱の2ページの基本方針に重点施策を加えたような形でよいと思います。

●上原委員

このように冊子にするような形でなくてもよいと思います。目次や相関図はなしで、大綱の位置づけの説明文ももっと短くてよいと思います。大綱の期間もいらなないと思います。2ページの基本理念以降が重要になっていて、基本方針があり重点施策がその中に入ると思います。重点施策そのものに大きな変更は必要ないと思います。重点事業は、重点施策のところから削除して別書きでまとめて記載した方が見やすいと思います。大綱として見たときにはアバウトのほうが見やすい気がします。例えば、教育委員会の事務局の立場では、具体的な計画などでタイムスケジュールを付け、予算を検討して実行していくときには重点事業が必要になりますし、話の内容が結実していますので詳細項目として残すこともあり得る気がします。概略をわかりやすく整理して記載してもよいという意見がありました。

●教育委員長

行ってきたことはすべて大切ですが、大綱として記載するものと詳細について別書きにするものと分けたらどうかということです。

●教育長

「大綱」という言葉がいろいろな点で問題であると思っています。大綱の期間が5年ということはある得ないと思いますが、法律で5年になっています。他市のようにスローガンのよう5つ程度にするとどうして見直さないといけないかになると思います。策定する意味がなくなってしまいます。本当に「大綱」という言葉の意味のようにすると5年や途中での見直しはおかしいと思います。この点が気になっています。1ページに関しては、学校教育の立場から言うと、学校教育はすべて国の方針に基づいて行われていますのでこの相関図があることが普通であり当たり前です。教育振興基本計画に基づいて学校教育は枠づけられ、位置づけられています。相関図はなくてもよいですが、あって当然ということが学校教育の立場からはそうです。生涯学習の立場になればまた変わってきます。基本的には市長までの決裁が済んでいますのでこの形でいかせていただきますが、ホームページ等に掲載するときは、少し概要的にしてワンペーパーでわかるように検討します。

●教育委員長

2ページの基本方針のところ和重点施策の項目だけでも掲載する形になればわかりやすいと思います。

●教育長

そのようなことがよいのか、優先順位をつけた概要になるのか、どのようなことを考えておられるのか、概略をつくるのならば目次を見ればよいと思いますのであまり意味がないと思います。この中で優先順位は何も付いていません。何を5年間でやりたいのかは本当は優先順位を付けないといけないと思います。概要や大綱といったときに行政の文書としてはあまり順位はつけないかもしれませんが、編集の方針として並列でダイジェスト版を作成すればよいのか、この中でどのような点があるのか、5年間ということであれば編集の仕方が変わってくると思います。ワンペーパーの概略についてはもう少し検討します。

●教育委員長

本案は、原案のとおり了承することにいたします。

(3) 報第10号 平成28年度公民館モデル事業の取組について

●生涯学習課長

目的ですが、平成26年度から三川、浅羽東公民館で将来のコミュニティセンター化としてモデル事業を実施しています。コミュニティセンター化については、平成30年4月の移行と示されましたので、それに向けて今後のモデル事業を実施していきたいと考えています。平成28年度のモデル事業については、三川公民館事業ですが、短時間の事務職員を配置して行ってきましたが、事務の効率化や業務改善にはつながっていません。その反面、職員間の業務量の偏りが生じたということで職種ごと勤務形態が違うことから、様々な不具合が生じていますので常勤化によって効率化を図りたいということです。取組みの方針ですが、資料の図をご覧ください。今までは4人体制で行ってきた短時間職員が25時間でしたが、平成28年度については4人体制を3人体制にして、事務職員については、企画運営スタッフとして指導員や事務職員という肩書きを外して同じスタッフ制にします。2人とも常勤で3人体制で行っていききたいと考えています。裏面をご覧ください。2つ目は、浅羽東公民館モデル事業ですが、浅羽東公民館についても短時間の職員を配置して行ってきました。職員間の業務の共有化が図られたという反面、勤務時間の制約もあり地域協働バス業務以外の業務については十分な取組みができなかったということです。現在の短時間勤務職員の勤務時間を週20時間から週25時間の5時間増やして対応していきたいと考えています。次に、中央・袋井南公民館モデル事業ですが、これは新たにモデル事業として取組みたいと考えています。中央公民館、袋井南公民館についてですが、袋井南公民館は3つの自治会連合会を管内に抱えている公民館です。それぞれの自治会連合会がいろいろな事業を行っていますが、個別の地域、団体に対しては特に公民館として支援することは現実的には行っていませんでした。今後は、地域づくり、それぞれの自治会連合会の個別の事業についても支援していきたいということでこのような取組みを行っていきます。中央公民館については、中央公民館の管理人がいますので中央公民館の管理業務に支障がない範囲で袋井南公民館の業務についても支援をしてもらうようにしていきたいと考えています。また、先ほど申したように高尾地域などいろいろな地域がありますのでそれぞれの地域が行う事業について

支援をしていきたいと思っています。このことで、1公民館複数連合会を想定したモデル事業、併せて中央公民館のあり方を検証する機会とします。資料の最下段に図がありますが、現在、中央公民館の管理人は、直接生涯学習課の職員ということで入っていましたが、今後は、館長の指揮、命令の中に入れてもらうことで4人体制で行っていく形にしていきたいと考えています。

[質疑・意見]

無し

●教育委員長

本案は、原案のとおり議決することにいたします。

7 その他

配付資料等に基づき報告があった。

●すこやか子ども課長

平成27年度 卒業式・卒園式、平成28年度 入学式・入園式について

●教育委員長

中学校の卒業式に上原委員の名前がありませんがどのようなことですか。

●学校教育課長

確認をしてまた連絡します。

●袋井図書館長

袋井市立図書館だより「ふくぶっく」平成28年3月号

8 閉会

(午後3時37分閉会)